

## 近代国家形成期における高等教育の構想と整備——日本の経験

Higher Education in the Progressive Stage of a Modern Nation: Japanese Experience

斉藤 泰雄\*

SAITO Yasuo

## Abstract

The first attempt to establish a modern university based on European models was made following the Meiji Restoration in 1868. The aim was to catch up with the advanced countries as fast as possible by transferring the advanced western knowledge and technologies to Japan. In the incipient period, in the institutions of higher education, many of the courses were instructed by foreign professors. At the same time, the government sent large numbers of promising students to study abroad. To finance like these projects, the government was forced to invest large amount of funds. In 1877, the government had established the first university, University of Tokyo, and transformed it into the Imperial University in 1886. Drawing on the European continental university models, the Imperial University consisted of faculties of law, letters, science, and medicine, and later, faculties of engineering and agriculture were added, thus made the Imperial University a unique institution in the world that granted university status to these practical disciplines. In response to urgent needs of the state, Imperial University produced a certain number of high-rank officials and technocrats mainly for public sector. Meanwhile, there emerged a number of higher technical or professional schools. The government tried to regulate skillfully these institutions and expected them to serve the state in an auxiliary manner. In 1903, the legal status was given to these higher schools as “professional colleges.” In 1918, the University Order was promulgated and approval was given for establishing of private universities and single-subject universities. Japan would have established a full-fledged unique higher education system by 1920 which embraced other official universities that provided single academic discipline, such as medicine, engineering, commerce and education; locally established public universities; private universities; and many public and private non-degree granting professional colleges, all hierarchically ordered under the imperial universities.

## はじめに

本論は、明治維新後から大正期末、すなわち 1870 年代から 1920 年代初頭にいたる約半世紀の時期を対象に、わが国における近代的高等教育の構想、移植、試行、整備のプロセスを比較教育史的観点からあらためて見直すとともに、そこに見られる独特の様相、制度的・政策的特色を整理することを目的とする。幕末期の政治的外交的危機をへて、西欧先進諸国をモデルに近代化に着手した

---

\* 国立教育政策研究所・名誉所員

日本が、政治・経済・軍事・外交的側面において近代国家としての地位をほぼ確立するにいたる時期である。また同時に、教育の側面では、1872(明治5)年の「学制」発布以来取り組んできた近代的教育制度樹立の努力がようやく実を結び、戦前期における学校体系の整備がほぼ完成したとみなされる時期にあたる。すなわち、日本が、近代化への離陸期をむかえようとする時期の日本の高等教育の姿である。

かつて高等教育研究者として世界的に著名な P. G.アルトバックは、開発途上諸国の大学にほぼ共通してみられる一般的特色として次のような点を指摘した(Altbach、1979、pp.65-66)。すなわち、①非土着的で西欧から移植された機関、②西欧の大学モデルに立脚、③知識の生産者よりも消費者としての立場、④教授用語として西欧諸国言語の支配の継続、⑤大学自治の伝統と基盤の弱さ、国家の要請への従属、⑥研究活動の軽視、である。すこし補足するなら、③は、ほとんどの知識は先進国で生産され、先進国の支配するチャンネル(出版社、専門雑誌)を通じて途上国に普及される。途上国は基本的に知識の生産者ではなく消費者であるという指摘である。また⑤は、途上国の大学には、もっぱら国家のために学生を教育訓練すること、政府機関に専門的助言やサービスを提供することなどが強く求められ、自治的運営の基盤が脆弱であること。⑥は、途上国の大学はもっぱら教育のための機関 (teaching institution)であり、研究インフラが未整備であるという指摘である。

アルトバックの記述は、独立以来まだ日も浅く、植民地時代の影響を色濃くとどめていたアフリカやアジア諸国の大学を想定していたものとおもわれる。大まかにいうなら、日本の近代的高等教育も、その発足にあたって、ほぼこのような特色を有していたことは明らかである。しかし、大きな違いも存在した。西欧列強による植民地支配をまぬがれ、またそれゆえに教育においても植民遺制をもたなかった日本は、西欧諸国を模範にして近代化を志向した時に、特定の国(=旧宗主国)の大学モデルを採用することを強制されることはなかった。近代的高等教育制度の導入にあたって、欧米諸国のさまざまな高等教育モデルを取捨選択して採用する政策的選択肢を持ち得たことは、わが国の経験を考える際に、きわめて重要な前提条件であるとおもわれる。

## I. 近代化と人材養成

### (1) 近代化をになう人材の育成

明治初期の教育政策においては、国民全体の知的水準を向上させることを目的とした初等学校の普及と、西洋から進んだ学問、技術、制度を移植・吸収するための高等教育の整備に力がそそがれた。すでに、幕末期には、幕藩体制の動揺、対外危機の出現、財政再建を中心とした藩政改革の必要などから、身分的世襲制に代わって、個人の知識や能力をベースにした人材登用が導入され、洋学(航海術、軍事技能、語学)を身につけた人材の登用がはじまっていた。幕末期には、長崎の海軍伝習所の開設、幕府海外留学生の派遣(榎本武揚、西周、内田正雄、津田真道ら)があり、また、長州藩や薩摩藩は秘密裏に海外留学生を派遣し、欧州事情視察や先進軍事技術の移植をこころみた。長州藩の伊藤博文、井上馨、山尾庸三ら、薩摩藩の森有礼、五代友厚、寺島宗則、畠山義成らであった。彼らは先駆的な近代化志向の人材となった(石附、1972、12-55頁)。

いっぽう、江戸幕府の最高教育機関であった儒学の総本山、昌平坂学問所は廃止された。また藩校の多くも、教育内容を一新して地方の中等学校などに転換された。明治の指導者たちにとって、旧来の学問は、「士人以上の稀に学ぶものも、動もすれば国家の為にすと唱えて、身を立るの基たるを知らずして、或いは詞章記誦の末に趨り、空理虚談の途に陥り、其論高尚に似たりといえども之

を身に行い事に施すこと能ざるもの少なからず、これ沿襲の習弊にして……」(学制布告書)と批判したように、彼らが求める実学、実用性とはかけ離れたものとみなされたからである。いっぽうで、同じく幕府が江戸時代末期に設立していた洋学の教育機関であった開成所(旧蕃書調所)と医学所は明治政府にひきつがれて存続した。

1872年の学制では、全国を八つの大学区に分け、それぞれに一枚の大学を設置するという構想が示された。大学は、小学、中学を修了した卒業生を入学させ、日本語で教育をおこなう高等教育機関とされた。だが、当時は、その条件を満たす教育機関、人材は存在していなかった。結局、江戸幕府から引きついだ開成所は「第一学区一番中学」に、ついで「開成学校」となり、医学所は「第一学区医学校」をへて「東京医学校」となり、学制で規定した「大学」は学制導入当初は一枚も存在しなかった。翌1873年、学制に、「専門学校」の条項が追加された。専門学校は、「外国教師ニテ教授スル高尚ナル学校」と定義された。これは、学制の構想した大学とは別物であるが、すでに高等教育機関としての実質をもって人材育成を開始していた開成学校などの西洋型の高等教育機関を一つの機関類型として追認するものであった。

明治時代の初期に、政府は、迅速に西洋の知識・技術を取り入れるために、数多くの外国人専門家を雇い入れた。文部省の所管する開成学校(法、化学、工学科)と医学校では、外国人教師が英、独、仏語等で講義を行なった。この他に、各官庁が必要に応じて自前で専門的人材の育成をはかるために独自の高等教育機関を創設した。司法省法学校、工部省工学寮(工部大学校)、北海道開拓使札幌農学校、内務省駒場農林学校、内務省東京山林学校等である。省庁所管学校＝フランスのグラント・ゼコール型の高等教育機関であった。ここでも、同じように外国人顧問や教師が指導的役割をはたした。外国人教師の待遇はよく、大臣や次官級の給与を得て、日本人教員の数倍の額であった。たとえば、1875年に文部省によって72人の外国人教師に支払われた月給の総額は、文部省の468人の職員とその管轄下にある学校の教員に支払われた給与の総額を大きく上回っていた(National Institute for Educational Research, 1978, p.38)。また、同時に、政府は、数多くの有能な人材を留学生として海外に派遣した。数年間の勉学の後、帰国するこれらの若者は、やがて、外国人教師にとって代わることを期待された。ちなみに、招聘された外国人教師の国籍、および留学生の派遣先も特定の国にかたよることなく、学問専門分野別に各国の優位性や特色を考慮してさまざまな国が選ばれた。この留学生派遣の経費も外国人教師の雇用とならんで、文部省予算の多くの部分を占めており、政府は、もういっぽうの優先課題であった初等教育の普及のために予算をほとんど確保できなかった。外国語の習得を中心とした予備教育には時間がかかった。途中で脱落する学生も多く、卒業生の数は限られていた。人材養成コストはきわめて高いものであった。

政府は、できるかぎり早急に、日本人教師が日本語で高等専門教育を行う「本物の大学校」の創設を望み、1874年には千葉県国府台にその建設用地を確保していた。1877年に東京開成学校と東京医学校を統合して東京大学が誕生した後にも、この計画は文部省内で検討されつづけていた。しかし、西南戦争などから生じた財政的困難などのゆえに、このもうひとつの大学設立構想は廃棄されるにいたる(National Institute for Educational Research, 1978, p.39)。このため政府は、既存の高等教育機関の邦語化をできるかぎりすみやかに推進することに方針転換をすることとなる。誕生したばかりの東京大学は、当時はまだ、日本人が日本語で高等教育を行う機関とはなっていなかった。1877年の東京大学の教授陣は、外国人教師28人(米国8人、英国4人、フランス4人、ドイツ12人)、日本人教師9人であった(天野、2009、30頁)。東京大学創設と同時に、文学部を創設して「和漢文学科」を設置し、法学部には日本の伝統法の学科(「古今法制」「古代法律」)も設けて、日本語に

よる教育の比率を高めるような努力はしているが。

留学生の帰国や、東京大学卒業生の誕生により、しだいに教授スタッフの邦人化が進展し、1881（明治14）年には、日本人教員が外国人教師を上回るにいたる。1882年、法学部で卒業論文の日本語・漢文での執筆を認め、教授用語を英語から日本語に切り替えることを決定する。しかしながら、「留学帰りの教授たちは、日本語で教授することが基本になったとはいえ、訳語も定まらぬ状況下で、使用されるテキストは事実上すべて欧米諸国のもの（原書）であり、教授は大部分が外国語で、あるいはそれに日本語まじりで行われた」（天野、2004、53-54頁）というように大学教育の日本語化は容易な道ではなかった。だが、こうした過渡的措置をへながら大学教育の日本語化は漸進的に進展してゆくことになる。

## (2) 日本語での高等教育の提供

こうした中で、日本語で短期速習の専門的な教育をおこない、大学卒の正規の学歴エリートとはいえなくとも、実質的なマンパワーとして、日本の近代化に貢献する人材の育成を求める需要が高まった。日本人を教師として、日本語を教授＝学習用語とし低廉なコストで大量に人材を養成する試みが、まず、医学と法律の領域ではじまった。

近代的な法体制を支える、司法官（判事・検事）や在野法曹の代言人（弁護士）の需要が高まる。特に「代言人規則」（1876年）制定以降、代言人試験の受験希望者が急増し、かれらを対象にした私立法律学校が出現してくる。東京大学法学部と司法省法学校の卒業生、留学帰国者などの数少ない法学専門家が本務（官僚、司法官）のかたわら、これらの私立法律学校（夜間開講）において日本語で講義を行った。明治10年代に、明治法律学校（後の明治大学）、東京法学校（法政大学）、専修学校（専修大学）、東京専門学校（早稲田大学）、英吉利法学校（中央大学）、日本法律学校（日本大学）、関西法律学校（関西大学）などがあいついで創設されている。

近代医学の部門でも同様なことが生じた。法学の場合には、日本語による専門教育を担ったのは私立法律学校であったが、医学においては、その役割をはたしたのは公立の医学校であった。ドイツ人教師が主体の東京大学医学部の卒業生では需要に応ずることはとうてい不可能であった。東京大学医学部の卒業生は、地方の県立病院等に勤務すると、そこに附属医学校を設置し、日本語での促成の医学教育を開始した。千葉医学校、金沢医学校、京都医学校などである。東京大学卒業の医学士3名を持つ医学校（甲種）には、医師試験免除の特権が付与された。1883年、公立医学校は15校にまで増えていた。また、医師国家試験のための準備教育の場として私立の医学予備校（済生学舎）も出現してくる。

## II. 帝国大学への再編

### (1) 世界的水準の大学の志向

1877（明治10）年の西南戦争の鎮圧ののち、高揚する自由民権運動への対処、明治14年の政変（大隈重信ら政府内急進派の追放）の危機を、「十年後の民選議院（国会）の開設」の公約でなんとか切り抜けた政府は、1890年の国会開設をにらみ、国の統治機構の再編に本格的に取り組みはじめる。1885（明治18）年、維新以来の復古的な太政官制度にかわって内閣制度が導入され、伊藤博文が初代総理大臣に任命される。これに先だち、伊藤は、憲法調査のために渡欧し、プロイセン憲法をモデルにして立憲君主制を基盤とする大日本帝国憲法制定の準備をととのえた。「富国強兵」、「殖

産興業」、さらには「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ」、「知識ヲ世界ニ求メ、大イニ皇基ヲ振起スヘシ」（五箇条の御誓文）という明治初期の標語を、単なるスローガンにとどめるのではなく、現実の課題として、具体的な制度、政策へと転換させることが求められる時期になったのである。

伊藤は、新しい統治体制による国の近代化事業を本格的に推進するために、その基礎となる教育体制を整備することをめざす。伊藤はその任務を森有礼にゆだねることになる。周知のように、森は、薩摩出身で、幕末に留学生（密航）として英国、米国で学んだ開明派であり、外交官をつとめながら日本の教育に強い関心を持ちつづけていた。米国在任中の1872年に米国の主要な大学の学長等に質問状を送り、日本の教育建設のためのアドバイスを求め、それを英文の報告書 *Education in Japan (1873)* として出版するという経歴をもっていた。また、帰国後は、明六社の代表として日本での啓蒙活動にも従事し、自ら商法講習所を創設するなど教育事業をおこなっていた。1880年、特命全権公使としてイギリスに渡った頃からの森は、帝国主義興隆の国際的風潮のなかで国家主義的な観点からの教育立国論をつよく主張するようになっていた（武田、1964、36-37頁）。近代国家としての国造りは、なによりもそれにふさわしい人造りを基盤とするものでなければならないという森の強い信念である。伊藤博文は、憲法調査のため滞欧中に森有礼と会談し、新しい国家体制のめざすべき教育について議論を交わし、意気投合し、帰国後、自らの内閣の初代文部大臣として森を起用したのである（大久保、1942）。

このため森有礼には、(1)学制制定以来、目の必要をみたすために応急的、試行錯誤的に進められてきた教育事業を整理して、一貫した教育体系を構築し、その頂点に国家的人材養成を担う強固な大学を据える、(2)大日本帝国憲法の制定により明文化されることになる天皇を頂点とする立憲君主制にふさわしい、忠君愛国の理念を中核として国民の精神的統一をめざす天皇制公教育体制の基礎を作り上げる、という二重の大きな課題が課せられた。1886年、森は、「小学校令」「中学校令」「師範学校令」そして「帝国大学令」を公布し、それぞれの教育段階の目的を明確にさだめるとともに、それらを体系的に関連づけようとした。

天野郁夫は、森の抱いていた大学像を次のようなものであったと推測している。「留学生として、また外務官僚としての長い外国生活のなかで、森は一国を代表する大学が、国家の威信の象徴としていかに重要であるかを、だれよりもよく知っていたに違いない。かれは限られた人的・物的資源を集約的に投入することによって、東京大学をその国家の威信を象徴するにふさわしい大学、すなわち『帝国』大学へと育て上げることをめざしたのである」（天野、1978、31頁）。森の起草した帝国大学令の第一条は、「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ巧究スルヲ以テ目的トス」として、「国家ノ須要ニ応スル」ことが帝国大学の第一の目的であることを明確に規定した。森は、国家の大学、国家富強に奉仕する大学という大学像を明確に打ちだしたのである。帝国大学という当時としても耳なれない名称も森の命名であるとみなされている（大久保、1942、127頁）。立花隆は、その著『天皇と東大』において、「それまで単に文明開化を中心的に牽引していく輸入学問の最高研究機関としか考えられていなかった大学が、国家の基盤作りの最も重要な機関と位置づけられ、そのようなものとして制度的に確立されてゆく」（立花、2005上、152頁）ことになったと指摘して、帝国大学への再編の意味を強調している。

初等教育や師範教育において、森がめざしたのは、天皇に忠実な臣民の育成、国家富強にむけて奉仕する気力、士気の横溢した人物をつくりあげるといった人物養成主義、人格陶冶主義を強調する教育であった。これとは対照的に、「帝国大学ハ学問ノ場所ニシテ中学校小学校ハ教育ノ場所ナリ」（明治20年宮城県庁での演説）という発言にみられるように、森は教育と学問とを区別する立場に

たち、学問の場である大学には、教育の論理とは異なる価値規範をもとめた。同じ国家主義にたつとしても、同時に、学問を支える認識的合理主義、実用的実践主義を重視した（寺崎・成田、1979、31頁）。帝国大学は、天皇制教育イデオロギー（教育勅語や御真影の奉戴等）を強制されず、さらにはかなりの程度の学問の自由や大学自治の慣行をも許容される特権的な存在であった。

1885年、司法省の法学校、工部省の工部大学校が文部省に移管された。森はこれらを東京大学に組み入れた。法学教育はともかく、実用的応用的性格が強いために欧米諸国の伝統的では正統な学問分野とはみなされず大学から排除された工学教育を正式に大学に組み入れたことは、当時の大学像からすれば異例なことであった。これも明治日本の「国家の須要」であり、遅れて近代化に着手した国の大学として実用的功利主義のなせるものであった。このことは、さらに1890年、内務省の管轄下にあった東京農林学校を、農科大学として帝国大学に編入したことによりいっそう発揮された。

帝国大学の時代になると、外国人教師への依存は減少し、日本人教員による日本語での教育の体制がほぼ確立してくる。一方で、国際的学術動向への関心はますます強くなる。大学は、西欧諸国の先進的な知識技芸を取り入れるための窓口となるだけでなく、つねに感度の良いアンテナを先進諸国むけにはりめぐらして、国際的学術動向に目くばりをおこたらないことを強くもとめられた。アルトバック流にいうなら、いまだに知識の消費者の立場ではあるが、世界の最先端の知識を遅滞なく導入するという意味において、それはまさしく国際水準の学術を求めるものであった。今日の用語でいうなら、まさしく、「世界水準の大学」(a world-class university)をめざすものであったといえよう（アルトバック他、2003）。このため、大学教育における外国語の重要性は低下することはなく、帝国大学の準備教育機関である高等中学校においては徹底した外国語学習がもとめられた。また、帝国大学では、助教授から教授に昇進させる前に、三年間ほどの外国留学を行わせるという慣行もなくなることはなかった。

科学史家の中山茂は、過剰なまでに国際社会を意識した当時の帝国大学の様相をつぎのような皮肉をこめた表現で指摘している。「対外的にインペリアルと呼称は広い通用力を持っていた。時まさに鹿鳴館時代、条約改正を達成するためには、当方にも西洋なみのインペリアル大学がございませう、と西洋の外交官や貴顕を招いて披露、誇示する必要があった。帝国大学の卒業式や皇族行啓の折りなど、機会あるごとに英、独などの公使らを来賓として招いている。・・・帝国大学の帝国は、時期的にいつて、帝国主義の帝国よりも、むしろ帝国ホテルの帝国、つまり鹿鳴館式の金ピカ的呼称であった。それは明治政府の華やかな外向きの顔であった」（中山、1978、28、31頁）。

## (2) 官僚養成大学への道

帝国大学は、国の威信をかけた文明開化のショー・ケースという外向きの顔だけではなかった。それ以上に重要ともいえる国内向けの顔をもっていた。政権を支える近代的な官僚を養成する大学という役割であった。伊藤博文は、滞欧中、プロイセンやオーストリアにおいて法学者のグナイスト、シュタインに師事し、立憲君主制の憲法のみならず、議会制度、政府組織、議会対策、地方制度など近代的統治機構のあり方を学んできた。彼が特に注目したのは、宰相ビスマルクに率いられたプロイセン・ドイツの強固な官僚組織とその人材登用方式であった。ここで伊藤は、きたるべき帝国議会において自由民権派の反政府的政治イデオロギーに対抗するために、政府の側に強力な行政官僚組織を作り上げることが不可欠であるとの認識を獲得していた。そのために、明治維新以来の藩閥政府による論功行賞あるいは縁故的な官吏人事を刷新し、有能なテクノクラートから構成さ

れる近代的国家官僚組織を構築することを急務としたのである。法的知識と統治技術を身につけた行政官僚を育成し、そうした人材を政府部門によって独占する体制の構築がめざされた。伊藤が帝国大学に期待した役割は、まさにそれであった。具体的には、帝国大学、とりわけその法科大学を拡充強化するとともに、それに各種の特権を付与しながら、これを政府のための上級官僚養成所の役割をはたす機関へと転換させることであった。帝国大学令に規定された「国家の須要」とは、なによりもこの上級官僚育成の役割を意味していたのである。

帝国大学への再編に先立ち、文学部に属していた理財学科、政治学科が法科大学に移管される。帝国大学への再編以降、学生数や教授陣の陣容においても法科大学の拡充はめざましく、1888年以降、その卒業生数は、それまで多数を占めていた医科大学や工科大学を上回るようになる。帝国大学令では、大学総長が法科大学学長を兼任することが規定された。帝大創設の翌年、1887年2月には、伊藤博文、井上馨、渋沢栄一らの政界・財界の有力な後援者をえながら、初代総長渡辺洪基、法科大学教頭穂積陳重らを中心にして、法科大学内に「国家学会」が創設された。これは、当時、ドイツで高級官僚養成のための学際的学問として隆盛していた国家学 (Staatslehre) をモデルとするものであり、「憲法行政財政外交経済政理統計等国家学ニ属スル諸学科ヲ講究スル」ことを目的に掲げるものであった (明治時代史大事典、2011)。

1887(明治20)年の「文官試験試補及び見習規則」の制定により、官僚への試験登用制が明確に制定された。文官試験の受験資格は、一定の学歴水準を満たした者、特定の私立法律学校の卒業生にも与えられた。しかし、同時に、帝国大学卒業生には、文官高等試験の免除という特権が最初から与えられた。すなわち、帝国大学生には卒業とともにフリーパスで上級官僚への道が開かれていたのである。さらには、司法官(判検事)への無試験採用、弁護士への無試験開業の特権も付与される。

さすがに、ここまであからさまな特権待遇に関しては批判もあり、1893(明治26)年の「文官任用令」により、帝大卒の者も高文試験の本試験を受けることが要求されるようになる。しかしながら、まずはそれ自体がきびしい選抜過程となる予備試験を受けることを要求された私立法律学校の卒業者とくらべて、帝大卒業者の高文試験合格率はきわめて高かった。ここには、文官高等試験の出題者が帝国大学教授で独占されており、日常的に彼らの講義をうけている帝大生にはきわめて有利であるという事情もあった。帝国大学法科大学卒で高文合格＝上級官僚への採用の立身出世のルートが確立されてゆく。一方で、帝国大学法科大学の高文試験への予備校化が進む。明治後期になると高文試験合格者に占める東京帝大法科大学の卒業者は85%をこえていた (立花、2004、109頁)。

法科大学のみならず、医科大学による官公立病院の医師や病院管理者の育成、工科大学や農科大学による官庁上級技術者(技監)の供給、文科大学と理科大学における中等学校教員や研究者の養成というように、帝国大学は、さまざまな公共部門の指導的人材を養成した。工科大学卒業生は、技術系将校として軍部にも進出した。帝国大学は、まさに国の要請に応じて、その必要とする指導的人材をほぼ独占的に養成するという重要な役割を担ったのであり、学歴エリートの頂点にたち日本の教育制度全体にも大きな影響をおよぼす存在となったのである。

### (3) 帝国大学の増設

東京大学・帝国大学は、1877年の創設以来20年間、わが国において唯一無二の大学であった。1897(明治30)年に京都に京都帝国大学が設立される。法・医・文・理工の四分科大学から構成された。これを機に帝国大学は、東京帝国大学と名称を変更する。さらに、明治期末の1907年に仙台に東北帝国大学、1910年に福岡に九州帝国大学があいついで創設される。創設初期の京都帝大法科大

学では、文官高等試験対策の詰めこみ丸暗記型の東京帝大の法学教育に対抗して、学生の自主性を重んじたリベラルな法学教育の試みをおこなったが、これはあまり成功をみずに挫折するにいたる（潮木、1997）。創設当初、東北帝国大学は、農科大学（札幌）と理科大学、九州帝国大学は、医科大学と工科大学という理科系の分科大学のみで構成され、法科、文科大学を欠いていた。両大学にそれぞれ法文学部（法学部単独ではない）が設置されるのは、後述する大学令以降のことであった。ここまできると、文官高等試験＝上級官僚育成と帝国大学との関係も東京、京都両帝大をのぞいて、後発の帝国大学ではかなり薄まったといえるかもしれない。帝国大学の官庁、パブリック・セクター向けの高等人材養成機能に基本的な変化はなかったが、日清・日露戦争後の産業革命の進展（軽工業から重工業へ）、民間企業の発展、財閥系大企業が出現すると、帝大卒業者からも、銀行、商社、郵船、鉱業など民間企業への進出がみられるようになる。大学学歴をベースにした雇用・昇進・ポスト配分・待遇格差づけという学歴主義が官庁をこえて民間企業にも広まることとなる。学歴による社会移動の可能性は、若者の進学熱を高めたが、一方では、限られた高等教育の枠をめぐってのきびしい受験競争を生み出した。

### Ⅲ. 専門学校群の拡充

#### (1) 専門学校令の公布

一方、社会機構の整備、経済の発展にともない帝国大学の水準とまではいかなくとも高度の専門的教育を身につけた人材への需要が高まっていた。帝国大学卒業にいたるまでの在学年数の長さ、量的拡大の限界、コスト高に対処するために、1894(明治 27)年、井上毅文相は「高等学校令」を公布し、従来の高等中学校を高等学校と改称するとともに、帝国大学入学のための予備教育機関としての性格を弱め、そこに工学部、法学部、医学部等を設置し独自の専門教育をおこなう構想を打ちだした。帝国大学は別格の機関（大学院に格上げ）として残しつつ、専門教育の人材養成を高等学校レベルに引きさげて、尋常中学校卒業生を直接入学させて、年限短縮と量的拡大とを図ろうとした。第三高等学校に、法学、医学、工学の三学部、その他の高校にも専門学部（医学部）が設置された。しかし、この井上の官立の準大学レベルでの専門教育拡張の構想は、学問水準の低下、研究と教育の一体化等を主張する帝国大学サイドからの反対や抵抗にあい、発展をみることなく終わる。設置された学部は、やがて高等学校から分離され、独立の専門学校へと転換される。高等学校はふたたび、帝国大学進学者のための準備教育に特化されることになる。

しかしながら、こうするうちにも、中・下級の官僚、弁護士、開業医、薬剤師、歯科医、中等学校教員、中間技術者（技手）、商業的家業経営者、地方政府吏員などの人材需要は増大していた。いち早く、私立法律学校が自生的に出現してきたことは前述したが、この種の学校は、明治期後半にかけて、ますますその数と種類を増していた。この種の学校に関する法的規定や統一的な設置基準は存在せず、その教育水準や入学資格はさまざまであった。高等学校の専門教育機関化という政策が頓挫したことをうけて、政府は、あらたな高等教育政策を模索し、1903(明治 36)年「専門学校令」を公布する。専門学校令は、さまざまな専門教育を提供している公立私立の学校のうち、一定の教育課程、教育水準、教授スタッフ、施設設備等をそなえた機関を「専門学校」として認可して法的地位を与え、これを正規の学校体系のなかに組み入れることを目的とするものであった。専門学校は、高等学校をへて進学する帝国大学とは異なり、中学校・高等女学校の卒業を入学資格として、「高等ノ學術技芸ヲ教授スル」修業年限三年以上の医学・薬学・法律・工業・商業などの専門教



育を行う機関とされた。これは、同じ専門学校の名義ながら、かつて学制に規定されていた「外国教師ニテ教授スル高尚ナル学校」とはまったく異なるものであった。このなかでも、実業系（工・農・商）のものは実業専門学校とよばれることになった。20世紀初頭のこの時期、それまで模範としてきた欧米諸国の高等教育には、この専門学校に相当する機関はほとんど見当たらなかった。天野がいち早く指摘してきたように、専門学校は、近代化への離陸期に入りかけた日本に出現した「わが国の戦前期に独自の高等教育機関」（天野、1978、11-12頁）であったといえよう。

この法令により、官立工業・商業学校や私立法律学校の多くが「専門学校」の地位を獲得する。制度発足当初の1903年には、官立8校、公立3校、私立26校、合計37校が正式に専門学校の認可をうけた。実業専門学校として認可を受けたのは官立7校、私立21校であった。これまで専門学校を自称しながら、専門学校としての認可をえられなかった教育機関は、これ以降は各種学校と分類されることになった。官立の専門学校には、東京外国語学校、東京美術学校、東京音楽学校、千葉・仙台・岡山・金沢・長崎の各医学専門学校、官立実業専門学校としては、札幌農学校、盛岡高等農林学校、東京高等商業学校、神戸高等商業学校、東京高等工業学校、大阪高等工業学校などがあった。私立には、法律学校として創設され、しだいに教育機関として拡充をとげてきた早稲田・慶應・明治・法政・専修・日本等の法政系専門学校、哲学館（東洋）・國學院等の文化系、同志社・青山学院・明治学院等のミッション系、天台宗・曹洞宗・浄土宗・真宗等の仏教系、日本女子大学校・女子英学塾（津田塾）・青山女学院等の女子専門学校、東京慈恵院医学専門・私立熊本医学校の医学系と多彩な専門学校群が誕生した（帝国文部省年報 明治36-37年版）。

明治末の1912(明治45)年、帝国大学の学部学生数6,422人にたいして、専門学校の本科生は20,768人を数え、学生数においては帝国大学をはるかに凌駕していた。これにより、日本の高等教育制度は、主として官界にトップ・エリートを送り込む帝国大学と産業界や社会に多数の実践的マンパワーを供給する専門学校、官学と私学という二重構造となっていった。

## (2) 私立高等教育機関への統制と監視

政府の私立高等教育機関への統制（設置基準の制定とそれによる認可）は、専門学校令により本格的にはじめられるが、それ以前の段階でも、政府は、自生的に出現してきた私学への監視をおこなっていた。私学が社会的存在感をまし、多くの野心的な若者を地方から都市に引きよせるようになるにつれて、政府は硬軟とりまぜて私学への対策を検討するようになる。とりわけ、政府は、私学が反政府的な自由民権運動の拠点となることを警戒していた。文官高等試験が導入されると、私立法律学校からもその受験をめざすものが出てくる。政府のとった政策は、代表的な私立法律学校を「特別認可学校」に指定し、その学校の卒業生に文官高等試験への受験資格を付与するというアメを与えると同時に、そのみかえりとして、これらの機関の教育課程、教育水準、試験や卒業条件等を文部省に報告させるというかたちで、学校への監視をおこなうものであった。特別認可学校と認可されたのは、専修学校、東京専門学校、明治法律学校、東京法学校、英吉利法学校、独逸学協会学校（独協）、東京仏学校の七校であった。

同じく、政府は、いくつかの私立専門学校を教員免許令(1900年)の規定による「許可学校」に指定して、その文科や師範科の卒業生に中等学校の教員免許を無試験検定で授与する特権をあたえた。同時に、そのために施設設備、教育課程、教科書、教員資格等について詳細な報告書を提出するよう求めたことは特別認可学校の場合と同じであった。これに違反した学校は、許可学校の指定を取り消されることもあった（1902年哲学館事件）。1911(明治44)年段階での許可学校は、東京専門学

校、国学院、青山学院、日本法律学校、慶応義塾、女子英語塾、哲学館、日本女子大学校、東京裁縫女学校、共立女子職業学校などであった。

官吏採用試験の受験資格、教員免許無試験検定という公的な資格取得にかかわる一部の私学への特権付与は、これらの私学が学生を募集するさいにきわめて有利な立場にたせるものであった。私学の自由、建学の精神を拘束されるおそれがあるとはいえ、私学経営の安定化という観点から政府による認可や許可を得ることの利益は無視しえないものであった。

1899(明治 32)年、政府は、私立学校全般を対象にした「私立学校令」を公布する。この際、同時に、文部省訓令として「一般ノ教育ヲシテ宗教外ニ特立セシムルノ件」を通知し、初等・中等学校における宗教教育と宗教儀式とを禁止する方針を明示し、ミッション系の私立学校に大きな混乱と打撃を与えていた。その四年後に公布された専門学校令においては、上記のように、キリスト教系、仏教系ともに宗教系専門学校における宗教教育をとくに規制の対象とはしていない。帝国大学の場合がそうであったように、天皇制公教育イデオロギーの影響力を強く受けた初等・中等教育とは異なり、専門学校においても政府の公的イデオロギーの拘束からかなりの自由を与えられていたということができよう。専門学校を含めて、わが国の高等教育学生数はしだいに増加していたとはいえ、当該年齢層にしめる高等教育在学者の比率は、1905(明治 38 年)でも、わずかに 0.9%であり、10年後の 1915(大正 4)年でも、1.0%であった(文部省、1962)。初等・中等教育段階の教育と少数の選ばれた階層を対象とする高等教育とを異なる論理で展開する政府の意図は、専門学校レベルの高等教育にも適用されたものとみることができよう。

概括的にいうなら、政府の私立高等教育機関への統制は、それほど厳格なものではなく、運営への直接的介入もほとんどなく、私立機関の設立、存続、廃止は、ほとんど市場原理による選別と淘汰にゆだねていたといえよう。政府の意図は、私学をゆるやかに統制しながら自己の監視下におき、これらの機関が国家の須要とまではいえないが、社会の発展にとって不可欠な多数の人材を供給する補完的な役割をはたすことを期待するものであった。もとより、政府は、私立学校に対して公的な財政支援を行うことはなかった。わずかに 1919 年以降、私立学校の用地にたいする地租を免除したこと、および「大学令」以降、一部の私立大学に一枚あたり年間 2 万 5 千円の国庫補助を 10 年間提供したのがほとんど唯一の私学助成であった(馬場、1969、42-43 頁)。国庫からの負担なしに、高等教育の量的拡張のために民間セクターを活用するという方式は、戦前期からみられるわが国の高等教育政策の一つの特色をなすものであった。

#### IV. 高等教育機関の増加と再編の動き

明治期末の 1912(明治 45)年には、日本の高等教育機関は、帝国大学 4 校、高等学校 8 校、専門学校 86 校、さらに教員養成系の高等師範学校 4 校をかぞえるにいたっていた。大正時代にはいると、専門学校、とりわけ私立専門学校がしだいに整備され、高等教育機関としての実質を備えてくるにつれて、大学への昇格を志向するものが増えてくる。官立の総合大学、すなわち帝国大学のみ認められてきた大学の地位(学位の授与権)と名称を、官立私立の専門学校にも開放せよという要望が強くなる。こうして、専門学校の大学昇格をめぐる高等教育の改革・再編論議が起きてくる。

1917 年、政府は、内閣に直属する審議機関「臨時教育会議」を設置して、教育制度全体の問題をみなおす作業を開始する。臨時教育会議の中心的課題は、中等教育と高等教育の改革をめぐるものであった。会議の答申にもとづいて、政府は、1918(大正 7)年あらたに「大学令」を公布した。大学

令は、大学の目的を次のように規定した。「大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」(第一条)。帝国大学令において示されていた「国家ノ須要ニ応スル」という目的規定は、対象を私立大学にまで拡大した大学令においても「国家ニ須要ナル」として基本的には維持されていた。また、大学令では、帝国大学令にはなかった「兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキ」の条文を追加しており、學術の教授・研究のみならず、大学教育の思想教育的側面にも留意する姿勢を明確にしている。大学令によって、従来の帝国大学のみならず、官・公・私立大学の設置が認められることになる。組織的には、従来の各分科大学が、学部へと名称を変更することとなった。学部は単一の設置も可能とされ、これにより大学の総合制原則は緩和され単科大学の設置が可能となった。

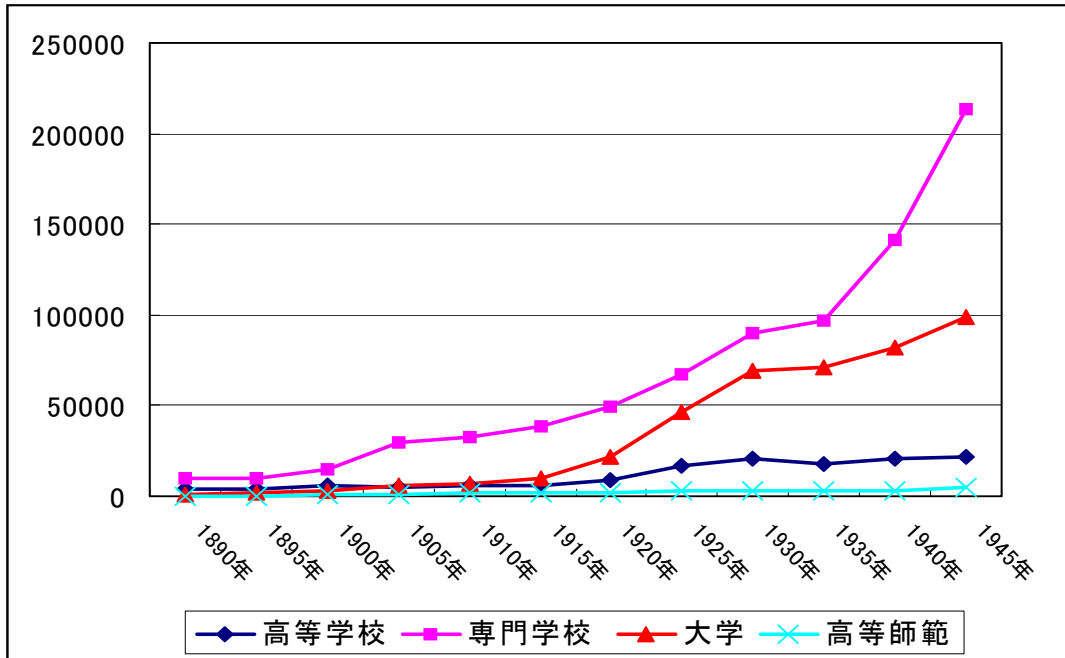
1920年、東京高等商業学校が専門学校から昇格して東京商科大学となり初の官立単科大学となる。1922年、新潟医科大学と岡山医科大学が設立される。1929年には、東京工業大学、大阪工業大学、神戸商業大学、東京文理大学、広島文理大学などがあいついで設立される。ちなみに、大正期の1918年には、五番目の帝国大学として北海道帝国大学が設立された。公立では、1918年、大阪府立医科大学が初の公立大学となった。私立では、予科(3年)設置や基本財産、施設設備、専任教員数などの条件を満たした早稲田、慶応をはじめとして明治、法政、中央、国学院、同志社、立命館、東京慈恵医科などの二十数校の専門学校が私立大学への昇格をはたした。ただし、私学経営上の観点から、運営コストが比較的安価で多数の学生をうけいられる専門学校や専門部を併置することが必要であり、私立大学においては専門学校レベルの部門の学生数がいかわらず多数を占めていた。あらたに専門学校の創設にのりだすものも数多くみられた。同時に改定された高等学校令においても、従来官立のみであった高等学校に、公立と私立が認められるようになった。これにより武蔵、甲南、成蹊、成城の四校の私立高等学校が誕生した。また、第一高等学校(東京)から第八高等学校(名古屋)のように、いわゆるナンバー・スクールで表示されていた高等学校にくわえて、1919年、新潟・松本・山口・松山のような立地都市の名を冠した官立高等学校が増設され、こうした動きはそのほかの都市にも広がりをもせていった。

1922(大正11)年、文部省は、学制制定五十周年を祝う記念式典をおこなった。当時の蒲田文相は、政府による教育拡充の努力の成果を誇らしげに次のように述べている。「(学制頒布以来)幾多の苦節もあり曲折もあり、起伏もあつたに拘らず、さいはい何等の故障もなく順調に進んで、今日の隆盛を見るに至ったのは国家のためひとえに慶賀に堪へない次第である。・・・今日わが国における教育の状態を見るに、なお改良工夫をなすべき多少の不備が存するものの、過去五十年間にかくも著しい進歩を遂げたことは何人も認めるところである」(文部省、1922)。高等教育に関していえば、この年、帝国大学5校をはじめとして、医学・工学・商業・文理の官公立単科大学、地方公立大学、私立大学合わせて26校の大学、高等学校22校、公立私立の専門学校115校、さらには教員養成系の高等師範学校4校など合計167校の高等教育機関が存在していた。多種多様な高等教育機関から構成され重層的構造をもつわが国独特の高等教育システムがほぼ完成していたといえよう。ちなみに、日本の統治下にあった朝鮮と台湾にも、それぞれ京城帝国大学、台北帝国大学以下いくつかの官立専門学校が設立されていた。

第1図は、戦前期における高等教育機関類型別にみた在学学生数の推移を示したものである。とりわけ、大学令公布の後の1920年から1930年にかけての10年間に、わが国の高等教育は、急速な量的拡大を経験したことが明らかである。ちなみに、経済恐慌にみまわれた1930年代前半、高等教育の拡張は停滞するが、その後戦時体制期に入ると、工科系の専門学校、軍医養成のための医科系

専門学校、食料増産のための農科系専門学校があいついで増設されるなど、高等教育は再び急増期をむかえることになる。また、理工系学部のみの特化した新たな二校の帝国大学、大阪帝国大学(1931年)と名古屋帝国大学(1939年)が設立された。

図1 高等教育機関の種類とその学生数の推移



<出典> 文部省『学制百年史』1972年 統計資料編から作成

## V. 女子の高等教育の不振

ところが、学制以来ながら女子の高等教育進学は、まったくといっていいほど想定されてはいなかった。1890年と1908年に設立された東京と奈良の女子高等師範学校が制度上女子に認められた唯一の高等教育機関であった。学校の女子教員をほとんど唯一の例外として、中流階層以上の女子子弟の雇用機会、社会的活動進出の機会が事実上存在しなかった時代、高等教育はおろか、女子の中等教育さえ不振をきわめていた。明治30年代にはいると、ようやく日本社会や家族構造の変化にともなって、いわゆる「良妻賢母」思想が登場してくる。良妻賢母という言葉は、江戸期や明治前期には見られなかった新しい用語と概念であった。その論の新しさは、男女の性別役割分業を前提にしていることであった。それは、家事を効果的に処理し内助を行う妻役割を遂行するとともに、もっぱら育児と子どもの教育に専念する母役割を強調していた。また、同時にそのことは、富国強兵のにない手として生産活動に従事し、また兵役に就く夫を支える内助を行い、また次世代の国民である子どもを育てるという重要な国家的・社会的役割を果たすものであるとして、中等教育レベルでの女子教育の意義を正当化した(小山,1991)。これを機に、ようやく良妻賢母の育成を目的として掲げた女子の中等教育機関、高等女学校が普及をみせることになる。

良妻賢母主義は、文字どおり、女性の家庭内役割を重視し、女子の社会進出を想定するものではない。しかしながら、高等女学校の卒業生が急速にふえ、また、同時に、女教員以外にも、医師、

看護婦、薬剤師、婦人記者、セールス店員、銀行員、タイピスト、電話交換手などのある程度の学歴を必要とする職業への女子の進出などをうけて、女子の高等教育の是非もしいに議論されるようになっていた。高等女学校を卒業した後、女子を受け入れた高等教育機関である専門学校に進学する女子学生もしいに増加していった。明治末までには、私立女子専門学校は8校（女子英学塾、青山女学院、日本女子大学校、帝国女子専門学校、神戸女学院専門部、東京女子神学専門学校、東京女子医学専門学校、同志社女子専門部）が誕生していた（日本女子大学女子教育研究所、1967）。

前述の臨時教育会議では、女子教育論も取りあげられた。時代の変化を受けて、良妻賢母主義教育を見直すか否かの議論が行われた。審議では、女子教育推進論者である日本女子大学校長の成瀬仁蔵らが女子大学設立案を提起した。しかし、審議会での議論の大勢は、「女子が高等教育を受けるようになれば、健康を損ねたり、結婚をさけたり、結婚を遅らせたりするようになる。こうしたことは、女子の死亡率を高め、人口の増加を妨げ、日本民族の興亡にかかわっている」（山川健次郎、東京帝大総長）という反対意見に押しきられた。答申は、女子の大学教育は時期尚早であり、高等女学校に高等科や専攻科を設置する程度でことたりると結論づけていた。

1920年、高等女学校令が改正され、高等女学校の普通課程の上に、2～3年の高等科、あるいは専攻科を置くことが可能とされた。高等科は、男子の高等学校に、専攻科は専門学校に準ずるものとされた。しかし、高等科を修了しても大学進学は認められず、また教育内容も中等教育の延長のような形で中途半端なものであり、多くの進学者を集めるにはいたらなかった。臨時教育会議の後にも、関係者は、女子教育振興のために国会請願をくりかえし、全国連合女子教育大会等を開催し、(1)女子高等教育機関の設置促進、(2)国立高等教育機関を女子に開放させる、(3)高等女学校を女子中学校と改称し内容形式ともに中学校に比肩するようにする、ことなどを要請していた（日本女子大学女子教育研究所、1975、16-17頁）が、それらは実現をみるにはいたらなかった。

1913(大正2)年、東北帝国大学が、澤柳政太郎総長の主導のもと、はじめて女子高等師範学校卒業生等3人の入学を許可し、日本で最初の女子の学士(理学士)が誕生するという事例があった。東京帝国大学でも、1920年、聴講生に関する規定を改定し、32名の女子聴講生の入学が認められた。また、1925(大正14)年に、九州帝国大学が法文学部に女子学生の入学を許可し、2名の学生が入学したという記録ものこされている。しかしながら、こうした先例は、拡大普及されることはなく、あくまでも例外的なエピソードにとどまった。高等教育全体において女子学生(専門学校および女子高等師範学校)の占める比率は、1890年1.1%、1895年1.3%、1900年2.4%、1905年3.8%、1910年3.1%、1915年4.0%、1920年4.7%、1925年6.7%とこの時代をつうじて圧倒的な少数派にとどまるものであった(文部省、1962、174-179頁)。明治末期以降の良妻賢母主義思想の台頭を背景とした女子中等教育のかなりの発展普及と、それとは対照的な女子高等教育の極端な不振は、戦前期のわが国の教育制度にみられた顕著な特色のひとつであった。

## VI. 大学における研究活動

草創期の高等教育機関は、グランド・ゼコール型省庁所管学校、開成学校、東京大学時代をつうじて、欧米先進諸国の学術を日本に輸入・移植するための窓口として、もっぱら教育活動を中心とする機関であった。しかしながら、帝国大学令は、大学の目的として「学術ノ理論及応用ヲ教授スル」ことのみならず、「学術技芸ノ蘊奥ヲ攻究」することを定めていた。帝国大学には、西欧諸国の先進的学術技芸を翻訳、解説、応用するだけではなく、やがて独自に学術研究を行うことが想定さ

れていたのである。当時は、ヨーロッパにおいても、研究発表や学者の交流の場となってきたアカデミー（学士院）などの学術組織にかわって、大学が研究活動の拠点となる動きが進展しつつあった。多くの教授が欧米諸国の大学への留学を経験し、とくにドイツの大学で発展しつつあったゼミナール方式による教育と研究の統合の理念に強く影響されて帰国した。ドイツの近代的大学像、すなわち、大学の本質を専門教育の機能と研究機能とを統合したものとしてとらえる大学理念が、帝国大学にもつよい影響を与えたものとみなされている（大久保、1943、317頁）。

明治前半期、唯一の高等機関である東京大学・帝国大学関係者を中心として、学術研究成果の発表、学者の交流の場として自然科学系および人文科学系の学会が設立され、専門の学術雑誌が定期刊行されるようになる。学会とみなされるのは、赤松則良・神田孝平・菊池大麓などが1877(明治10)年に創立した東京数学社（のちに東京数学物理学会に改称）が最初のものであり、つづいて1878年に東京化学会、東京生物学会、1879年東京地学会、工学会（のちに日本工学会）、1880年日本地震学会、1882年東京気象学会、東京植物学会、1883年東京医学会、1884年東京人類学会、1885年日本寄生虫学会、1887年農学会、1888年電気学会、1893年大日本医学会、解剖学会、1897年日本機械学会、1898年日本外科学会が創設されている。さらに20世紀にはいると、1902年日本内科学会、1907年日本癌学会、1908年日本天文学会、1910年日本病理学会、1911年電気通信学会などが続いている。また、明治20年代以降になると、国際測地学同盟、国際気象会議、万国医学会、万国動物学会、万国数学会議、万国生物会議、国際植物学会などの国際的な学術会議や大会への日本人学者の派遣、さらには研究発表をおこなうという事例も出現してくる（矢島・野村、1979、年表）。明治期後半には、気象学の北尾次郎、物理学の長岡半太郎、細菌学の北里柴三郎、化学の高峰讓吉などによる国際的水準の研究成果も生まれる。

人文・社会科学系の分野においても、1884年に井上哲次郎・井上円了・三宅雪嶺らが哲学会を組織した。また東京大学法学部関係者が法学協会を設立したのもこの年である。前述のように、帝国大学の創設の翌年、1887年には、帝国大学法科大学を拠点に、政治学・公法学・経済学などの分野での研究活動を推進する「国家学会」が組織され、機関誌『国家学会雑誌』を刊行しはじめた。1889年財団法人史学会が創立され『史学会雑誌』を発行する。1895年には、帝国大学に史料編纂掛（後の史料編纂所）が設置される。1897年には経済学分野での社会政策学会、さらに国際法学会が設立される。1898年には社会学研究会が創設される。

1891(明治26)年の帝国大学令の改正により、帝国大学には、研究教育のための基礎的組織単位として講座制が導入された。これは、大学内での大学教授の専攻学問分野を細分化して、各分科大学に一定数の講座（法科22講座、医科23、工科21、文科20、理科17、農科20）を設置するとともに、講座担当者にそれぞれの専門分野での研究と教育に責任をもたせるという体制である。

大正期に入ると学部から独立した附置研究所が設置され始める。東京帝国大学には、伝染病研究所（1916年）、航空研究所（1921年）、東京天文台（1921年）、地震研究所（1925年）が設置される。東北帝大には、金属材料研究所（1922年）、そして、京都帝大には化学研究所（1926年）が設置された。これらの施設の教授陣は、教育活動を免除され、もっぱら研究活動に従事していた。こうした研究インフラにも支えられ、日本の高等教育機関、とりわけ、帝国大学や官立単科大学における学術研究の水準は、すでに世界の最先端の水準に遅れをとるものではなくなっていたといえよう。

## むすび

近代国家形成期における日本の高等教育の発展過程、特色を整理するなら次のようになる。明治初期の指導者たちにとって欧米の先進的知識技能は国造りのために緊急、不可欠のものであった。江戸期までの支配的な学問観を大胆に転換させた。被植民経験を持たなかった日本は、多くの開発途上国のように旧宗主国の大学象に拘束されることなく、自らの選択により、さまざまな高等教育モデルを移植・試行することが可能であった。苦しい財政事情の中にあっても、かれらは多くの資金と労力を傾注してその移植と定着に尽力した。西欧モデルの開成学校・東京大学を設置するとともに、当初は、各官庁に附属の高等教育機関を設置し必要とされる人材を促成的に育成する。外国人教師への依存、外国語による教授活動からいかにして早急に脱却するかが焦慮の課題とされた。スペイン語による大学教育が比較的早く導入されたラテンアメリカは別にしても、独立以降も、旧宗主国の教授用語による高等教育からの脱却に苦慮しているアフリカやアジア諸国を念頭におくなら、早急な大学教育邦語化の方針を明確に掲げ、それを追求したわが国の近代化初期の高等教育政策は注目するに値するものであろう。

やがて登場する「帝国大学」は、対外的には、先進的な学術知識を吸収する窓口、国の近代化を象徴する役割をはたすとともに、国内的には、政府を支える強力な国家官僚機構の構築、上からの近代化を指揮する指導的人材の育成という独特の機能を担うこととなる。初等・中等教育がいまだに未整備な段階にもかかわらず、その上に屹立する帝国大学は、まさしく、一点豪華主義的な「世界水準の大学」をめざすものであった。政党政治(民権派)に対抗する強力な行政官僚組織を確立するために帝国大学における法科大学重視の伝統が生み出される。各官庁の上級行政官僚、技術官僚、国立諸機関の幹部職員などの公的部門のトップ・エリートを供給する。

いっぽう、帝国大学で供給しきれない数多くの実践的マンパワーを養成するために私立専門学校という欧米諸国にも先例をみない特有の高等教育機関が自生的に出現する。政府は、こうした機関の存在を容認し、法的地位をあたえるとともに、これらを巧みに統制しつつ、近代化政策のなかに取り込んでゆくという弾力的な高等教育政策を展開したこともわが国の特色として見落とすことはできないであろう。大学と専門学校、官立と私立という二本立ての階層的構造をもった高等教育システムが確立し、高等教育の質の維持(国際的水準の確保、先進的学術の吸収)と量的拡張の機能を比較的バランス良く両立させる。また、すでに戦前期においても教育活動だけでなく学術研究への取りくみを行っており、学問水準としては世界に大きく遅れをとることはなかった。ただし、女子の高等教育機会という点においては、明治期後半に台頭してきた良妻賢母思想は、女子中等教育＝高等女学校の普及に大きな役割を果たす一方で、その枠を超えて雇用市場や社会活動への進出を求めて高等教育への進学をめざす女性にとっては、むしろこれを抑制する桎梏と化していったことは否定できない事実である。

### [参考・引用文献]

- ・天野郁夫 (1978) 『旧制専門学校』 日経新書
- ・天野郁夫 (2009) 『大学の誕生』 (上、下) 中公新書
- ・石附実 (1972) 『近代日本の海外留学史』 ミネルヴァ書房
- ・色川大吉 (1966) 『近代国家の出発』 中央公論社
- ・潮木守一 (1997) 『京都帝国大学の挑戦』 講談社学術文庫

- ・馬田英雄 (1969) 『私学百年史』 東出版
- ・大久保利謙 (1942) 『森有禮』 文教書院
- ・大久保利謙 (1981) 『日本の大学』 日本図書センター
- ・小山静子 (1991) 『良妻賢母という規範』 勁草書房
- ・武田清子 (1964) 『天皇制思想と教育』 明治図書
- ・立花隆 (2004) 『東大生はバカになったか』 文春文庫
- ・立花隆 (2005) 『天皇と東大 (上)(下)』 文芸春秋
- ・寺崎昌男・成田克也編 (1979) 『大学の歴史』 第一法規
- ・中山茂 (1978) 『帝国大学の誕生』 中公新書
- ・日本女子大学女子教育研究所編 (1967) 『明治の女子教育』 国土社
- ・日本女子大学女子教育研究所編 (1975) 『大正の女子教育』 国土社
- ・宮地正人ほか編 (2011) 『明治時代史大事典』 吉川弘文館
- ・文部省 (1922) 『学制五十年史』 帝国教育会
- ・文部省 (1942) 『学制七十年史』 帝国地方行政学会
- ・文部省 (1962) 『日本の成長と教育』 帝国地方行政学会
- ・文部省 (1972) 『学制百年史』 ぎょうせい
- ・矢島祐利・野村兼太郎編 (1979) 『明治文化史 5 学術』 原書房
- ・山本正身 (2014) 『日本教育史 教育の「今」を歴史から考える』 慶應大学出版会
- ・フィリップ・アルトバック、ホルヘ・バラン編 (2013) 『新興国家の世界水準大学戦略』 東信堂
- ・Altbach P.G.(1979), *Comparative Higher Education*. Mansell, London
- ・National Institute for Educational Research (1978), *Modernization of Education in Japan* Research Bulletin of NIER No.17

(受理日：平成 27 年 3 月 31 日)